

一般社団法人こうなん区民利用施設協会
横浜市野庭地区センター利用要綱

制 定 平成25年 4月 1日

(趣旨)

第1条 一般社団法人こうなん区民利用施設協会（以下「協会」という。）が港南区長（以下「区長」という。）から管理運営を委託（指定管理者の指定を含む）された横浜市野庭地区センター（以下「センター」という）の、地域住民の自主的な活動と相互交流を通じて地域コミュニティの形成を促す場としての利用方法その他必要な事項は、この要綱の定めるところによる。

(利用)

第2条 センターは、地域住民のだれでもが、気軽にかつ公平に利用できることを旨として、次に掲げる事項のために利用できる。

- (1) 話合い、研究会、集会など地域のグループ、サークルの自主的な活動
- (2) 講演会、講習会、展示など、住民相互の知識と教養の向上のための活動
- (3) 地域住民の相互交流と健康増進を図るためのスポーツ、レクリエーション活動
- (4) その他の地域住民の自主的な活動と相互交流のために必要な活動
- (5) 地域住民の福祉向上と相互交流のための各種催し物などの自主事業

2 別表（1）に掲げる施設（体育室を除く）は原則として団体占用利用（2名以上）とする。

(開館時間)

第3条 センターの開館時間は、原則として午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、午前9時から午後5時までとする。

(休館日)

第4条 センターの休館日は、12月28日から1月4日までとする。

2 協会の会長（以下「会長」という。）は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めた場合は、区長と協議の上、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(占用利用)

第5条 別表（1）に掲げるセンター施設（料理室を除く）を団体で占用利用する者は、次の表の午前、午後①、午後②、夜間の利用時間帯で利用する。

〔平日〕

時間帯	時 間
午 前	午前 9時 ～ 正 午
午後①	正 午 ～ 午後 3時
午後②	午後 3時 ～ 午後 6時
夜 間	午後 6時 ～ 午後 9時

〔日曜・祝日〕

時間帯	時 間
午 前	午前 9時 ～ 正 午
午後①	正 午 ～ 午後 3時
午後②	午後 3時 ～ 午後 5時

2 料理室を団体で占有利用する者は、次の表の午前A、午前B、午後A、午後B、夜間A、夜間Bの利用時間帯で利用する。

時間帯	時 間
午前A	午前 9時 ～ 午前 11時
午前B	午前 11時 ～ 午後 1時
午後A	午後 1時 ～ 午後 3時
午後B	午後 3時 ～ 午後 5時
夜間A	午後 5時 ～ 午後 7時
夜間B	午後 7時 ～ 午後 9時

3 体育室を団体で占有利用する者は、個人利用区分を除いた別表（2）の区分により利用する。ただし、利用区分は、利用実態に応じて適宜変更できる。なおこれにより、団体の割合が5割を超える場合には区長の承認を得るものとする。

（抽選参加、占有利用の申込み及び決定）

第6条 団体で占有利用の抽選に参加する者は、所定の抽選参加申込書に必要事項を記入し、3か月前の月の間に申込みをすることができる。

2 占有利用の申込みは、2か月前に決定する。決定は先着順とするが、受付開始日に複数の団体から重複して占有利用の申込みがあった場合は、公開抽選その他の方法により決定することができる。

3 前項に規定する受付開始日の翌日からは、利用申込みがない場合、電話による仮申込みをすることができる。ただし、7日以内に本申込みをしなければならない。

（占有利用の申込み制限）

第7条 団体の占有利用の申込みは、一時間帯を1回とする。ただし、同日において料理室と小会議室を利用する等利用内容が異なる場合、併せて1回として取り扱うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、利用する日の1週間程度前の段階で、利用申込みがない場合は、利用を認めることができる。

3 架空の団体名によって重複して申込みを行い、又は利用した場合には、以後、その団体の申込みを禁止する。

（利用条件）

第8条 センターの利用の承認を得た者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1） 利用時間を遵守すること。

（2） 利用時間内に清掃及び後始末をすること。

（3） 使用した物品の確認を行い、所定の位置に返納すること。

（4） 許可なく物品の販売その他これに類する行為を行わないこと。

（5） センターの設備又は貸与を受けた用具を、故意又は重大な過失により破損若しくは紛失した場合は、利用責任者が弁償すること。

（利用の制限、不許可、許可取消）

第9条 利用の制限とは、主として、団体個人を問わず施設を利用する際に制限することを指す。

2 利用の不許可、許可取消とは、主として、施設の利用許可申請に対する制限を指す。

3 センターは、次のいずれかに該当する場合には、利用を制限することができる。

（1） 営利のみを目的とする利用

- (2) 地区センターの設置目的に反する利用
- (3) 地区センターの秩序や公益を害するおそれのある利用
- (4) 地区センターの管理上支障がある利用
- (5) 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき

(利用料金)

第10条 センターを団体で占有利用する者は、協会に対してその利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表(1)に定める額とする。

(利用料金の徴収日)

第11条 利用料金の徴収日は、原則として利用申込日から1週間以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める場合は、その限りではない。

(利用料金の返還)

第12条 利用日の7日前までに利用取消しの申し出があった場合、利用料金は全額返還する。

2 前項の規定にかかわらず、天災、悪天候等やむを得ないと市長が認める場合は、その限りではない。

(利用料金の減免)

第13条 本市(区)が主催・共催する事業の他、別表(3)に掲げる利用については、利用料金を減免することができる。

(優先申込み)

第14条 次の表に掲げる利用については、優先申込みができることとする。

	対象となる利用
①	地区センター各館の自主的事業を引き継いだ事後サークルが利用する場合(自主事業終了後6か月以内)
②	その他会長が必要と認めた場合

※優先申込みについては、従来どおり会長と運営委員会が協議して決定する。

(免責)

第15条 この要綱の規定によりセンターを利用する者又は入館した者が負傷又は病気などによって生じた損害については、協会は一切の責を負わない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年3月1日から施行する。
- 1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。
- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。